

## 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（素案）

### （前文）

小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。海洋島特有の生態系は、外来種による影響に対して極めて脆弱である。様々な効用をもたらすペットもまた、野生下に放たれることにより小笠原固有の生態系へ不可逆的な影響を及ぼすことが懸念される。

小笠原村では、人為的に持ち込まれたネコが飼養放棄され、集落内で飼い主のいないネコが増えたことにより、環境衛生の悪化、希少鳥類への被害が発生し始めた。そのため、関係機関や島内外の関係者、村民の協力のもとに、飼い主のいないネコの捕獲などの対策を進めるとともに、平成10年には日本で初めて飼いネコの適正飼養に関する条例を制定し、飼いネコの飼養登録などを進めてきた。これまでの長年の取り組みにより、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリなどの希少種の生息数が回復するなどの成果が見られてきている。また、飼いネコの適正飼養が浸透することで、それらの希少種が野外で襲われるリスクが減少した。一方、一度外来種として野生に定着してしまったネコの捕獲については、その成果が現れ始めるまでに、多大な費用を投じ労苦を経験してきている。ネコの他にも、これまで多くの外来種対策が行われてきており、そのような中で、新たな外来種の侵入・拡散を防止することが、世界自然遺産管理の重要課題のひとつとなっている。そのため、ペットについても、新たな外来種として生態系に影響を及ぼさないよう、ペットと野生動物がすみ分けできる仕組みを構築することが求められている。

今般、小笠原特有の自然的、社会的状況を鑑みて、ペットを適切に取り扱うことにより、「人とペットと野生動物が共存できる島」を実現し、村民の財産でもある小笠原諸島の自然環境の永続的な保全が、より高度に担保されるよう、この条例を制定し、豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村を目指す。

### （目的）

第1条 この条例は、愛玩動物（以下「ペット」ともいう。）の適正な飼養及び管理について必要な事項を定め、環境衛生を保持し、愛玩動物による生態系に係る被害を未然に防止することで、小笠原村（以下「村」という。）において人とペットと野生動物の共存を実現するとともに、世界自然遺産として顕著で普遍的な価値があると認められた小笠原固有の自

然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「愛玩動物」とは、愛玩又は鑑賞の目的で飼養され、又は保管されている動物をいう。ただし、小笠原村長（以下「村長」という。）が別に定める規則（以下「規則」という。）で定める動物は除く。

2 この条例において、「飼い主」とは、愛玩動物を所有、占有又は管理する者で、村内でその愛玩動物を飼養し、又は保管する者（村民に限らない。）をいう。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、自然環境の保全又は愛玩動物の愛護と適正な飼養の普及啓発について活動を行っている関係行政機関及び関係団体等と連携又は協力して、これを実施しなければならない。

(村民等の責務)

第4条 村民及び村内に一時的に滞在する者（以下「村民等」という。）は、この条例の規定に基づいて行う施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、その愛玩動物の生態、習性及び生理に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、人に迷惑をかけてはならず、愛玩動物の健康及び安全を保持し、並びに生態系に係る被害を未然に防止しなければならない。

(愛玩動物の持込みの制限)

第6条 何人も、犬、猫その他規則で定める愛玩動物を除き、村外から村内への愛玩動物の持込みをしてはならない。

2 村長は、第1項の規定により規則を制定し、又は改廃しようとする場合には、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者等の助言を踏まえ、第12条第1項の規定による審議会の意見を聴かなければならない。

(動物の持込み申告の義務)

第7条 動物（愛玩動物に限らない。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その動物を村外から村内へ持ち込み飼養する場合には、規則で定めるところにより、村長に申告しなければならない。

(愛玩動物の飼養登録の義務等)

第8条 飼い主は、村内で30日を越えて愛玩動物を飼養する場合には、村内でその愛玩動物の飼養を開始した日から30日以内に、規則で定めるところにより、その愛玩動物の飼養の登録を村長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による登録を申請する飼い主は、別表第1のとおり、登録手数料を納付しなければならない。ただし、村長は、特に必要があると認める場合には、手数料を減額することができる。
- 3 村長は、第1項の規定による登録の申請があった場合には、原簿に登録し、規則で定めるところにより、申請した者に対し飼養登録証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定による登録を受けた飼い主は、飼養登録証を紛失又は損傷した場合には、規則で定めるところにより、再交付を村長に申請しなければならない。
- 5 村長は、前項の規定による再交付の申請があった場合には、申請した者に対し飼養登録証を再交付しなければならない。
- 6 第3項の規定による登録を受けた飼い主は、登録事項に変更が生じた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく登録事項の変更を村長に届け出なければならない。
- 7 第3項の規定による登録を受けた飼い主は、愛玩動物の死亡、譲渡又は村外移転等の事由が生じた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく飼養登録の抹消を村長に届け出なければならない。
- 8 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定により村長が原簿に登録した犬は、第3項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、第1項、第6項及び第7項の規定は、適用しない。
- 9 第3項の規定による登録を受けた飼い主は、毎年度、村長に飼養状況を報告し、又は獣医師の聞き取りを受け、適正に飼養しなければならない。

#### (愛玩動物の適正飼養の義務)

- 第9条 飼い主は、その愛玩動物のふん尿その他の汚物を適正に処理することにより、悪臭及びはえ、蚊、のみその他の衛生害虫の発生を防止しなければならない。
- 2 第8条第3項の規定による登録を受けた飼い主は、その愛玩動物が命を終えるまで適正に飼養しなければならない。ただし、適正に飼養できる者へその愛玩動物を譲渡する場合は、この限りではない。
  - 3 第8条第3項の規定による登録を受けた飼い主は、規則で定める愛玩動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするよう、規則で定める個体を識別するための措置をとらなければならない。ただし、その愛玩動物の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
  - 4 第8条第3項の規定による登録を受けた飼い主は、規則で定める愛玩動物をみだりに繁殖させてはならず、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、規則で定める繁殖を防止するための措置等をとらなければならない。ただし、その愛玩動物の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
  - 5 第8条第3項の規定による登録を受けた飼い主は、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、規則で定める愛玩動物を同一世帯又は同一施設内で同時に複数の愛玩動物を飼養する場合には、規則で定める飼養上限数以内で飼養しなければならない。

#### (愛玩動物の遺棄の禁止等)

- 第10条 飼い主は、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、その愛玩動物を遺棄してはならない。
- 2 飼い主は、生態系に係る被害を未然に防止するため、その愛玩動物の特性に応じ、室内飼養又は愛玩動物の逸走を防止するために必要な措置をとらなければならない。
  - 3 愛玩動物を逸走させた者は、直ちに村長その他の関係機関に通報するとともに、逸走した愛玩動物の搜索及び捕獲等の必要な措置をとらなければならない。

(村民等の協力等)

- 第11条 村民等は、自ら飼養していない動物(野生動物を含む。)に対し、みだりに餌又は水を与えてはならない。
- 2 第8条第3項の規定による登録を受けた飼い主は、規則で定める「飼い主の会」を結成し、又はこれに加入し、愛玩動物の適正飼養の推進に努めなければならない。
- 3 村長は、飼い主の会が適切に結成され運営されるよう指導及び助言をしなければならない。

(審議会)

- 第12条 村長は、この条例の施行に関し必要な助言を得るため、関係行政機関、関係団体、学識経験者又は飼い主の会等の中から、村長が任命する委員で構成する審議会を設置することができる。
- 2 審議会は、この条例の施行に関し、村長の諮問に応じて答申し、又は意見を具申する。

(指導、勧告又は命令)

- 第13条 村長は、第6条から第10条までに規定する事項を遵守しない者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
- 2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合には、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 村長は、前項のほか生態系に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、飼い主に対し、その愛玩動物の抑留、隔離、村外搬出その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(検査等)

- 第14条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、愛玩動物の飼養に関し報告を求め、又はその職員に、その愛玩動物の飼養施設その他必要な物件に立ち入り、物品又は愛玩動物を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

(過料)

第15条 第13条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第7条の規定による申告に関し虚偽の申告をし、又は第8条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

(小笠原村飼いネコ適正飼養条例の廃止)

2 小笠原村飼いネコ適正飼養条例（平成10年条例第30号。以下「旧条例」という。）は、この条例の施行日前日に廃止する。

(準備行為)

3 本条例第8条第1項による申請は、この条例の施行前にも行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に、愛玩動物を飼養している場合には、本条例第8条第1項中「村内で愛玩動物の飼養を開始した日」を「この条例が施行した日」と読み替えるものとする。

5 この条例の施行の際、現に、旧条例第3条第1項の規定による登録を受けている猫は、本条例第8条第3項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、前項の規定は適用しない。

6 飼い主は、本条例第6条の施行の際、現に、村外から持込んだ愛玩動物を村内で飼養している場合には、その愛玩動物から繁殖した動物を村内で譲渡及び販売してはならない。

別表第 1

愛玩動物の種類	登録手数料の額
猫	1 個体あたり 5 0 0 円
猫以外の愛玩動物	1 個体あたり 0 円